



日刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番

(公) 043(222)7207番

* 電話番号は4月29日から変更になります

92.4.9

No.3571

新たな段階を迎えた清算事業団闘争

「中労委会長発言」
二二二一

三月三一日、清算事業団採用差別事件について、中労委の「事情聴取」が行なわれた。席上、石川会長からは、労資に対し、次のとおりの発言が行なわれた。

JR関係の採用事件については、労使がこの問題で長期間争うことをせず、中労委段階で円満な解決を図り、健全な労使関係を形成することが望ましいとの観点から、昨年十二月二十五日に関係労使に示した方針に基づき、種々努力してきましたが、労使の合意はできませんでした。

今後、中労委としては、なるべく早い機会に最終的な解決案を示して問題の決着を図りたいと考えています。その折りにはようしく御検討、御協力を願いします。

ひらき直りを
続けるJR当局

東日本は、「採用事件に関しましては、国鉄改革法を離れて解決す

ることは困難であるとの当社の考え方方に変わりはありません」との「人事部長談話」を発表した。また国労は、中労委が解決案を示す時期を明示しなかつたこと、そして地労委命令に基づいた解決の方向を示さなかつたことを遺憾とする声明を明らかにしている。われわれは、未だ、「当社の考え方方に変わりはありません」などと称し、「採用・不採用は国鉄がやつたことであつてJRはあずからぬことだ」と言って、数多くの地労委命令を無視しひらき直り続けるJR当局を断じて許すことはできない。

JR当局がこのよだな対応を続ける以上、「労使合意」などあり得ないことは明らかである。また、現在も同様の傲慢な対応を改めていい以上、中労委の「最終的な解決案」も、「地労委命令に基づいた」ものとなり得るはずはない。すでに中労委は、国労に対し、「地労委命令を念頭に置くな」と言つているのだ。われわれは、命令を出すことなく、いたずらに結論を先のばしし、結果として組合側の譲歩にのみ「解決」の展望を見いだそうとする、この間の中労委の対応は、明らかな責任の回避であると言わざるを得ない。

そもそも、JRの対応にも明らかなとおり、清算事業団闘争が、中労委の場における解決」とい

自力・自闘の精神で
解雇撤回を
勝ちとろう！

闘争終結策動を
詰すな、今が勝負
「JR体制」の危機を
つく起あがれ！

う土俵のなかで「解決」がつく課題ではないことは誰の目にも明らかである。勝利は、厳しくとも、自らの力でかちとる以外にない。労働委員会闘争は、そのためのひとつ手段にすぎないのである。

しかもわれわれは、すべての清算事業団労働者が長期闘争も辞さぬ体制を固めて、不屈に闘いを貫くという、解雇撤回闘争の歴史上輝かしい地平を切り開いているのだ。ここにこそ、勝利の核心があるのである。

だが、われわれは、清算事業団闘争が、勝敗の岐路を分ける新たな段階を迎えていることをはつきりと見えなければならない。いよいよ勝負のときである。十二名の解雇撤回に向け、総力をあげて決起しよう！

★ 住所・電話番号が変わります！！

千葉市中央区要町2-8
⑨ 260

| | |
|-----|--------------|
| 本部 | 043(222)7207 |
| 協販部 | 043(222)7203 |
| カナメ | 043(222)7202 |
| FAX | 043(224)7197 |

※ 住所は4月1日から、□は4月29日から。